

○公費負担の概要

	一般医療	入院医療
根拠法令	感染症法第37条の2第1項に係る医療費公費負担(助成)	感染症法第37条第1項に係る医療費公費負担
対象者	・肺結核 ・肺外結核 ※比較的最近結核に感染したと考えられる方などで、発病の危険性が高い方(潜在性結核感染症)も含む。	・肺結核 ・肺外結核 ※上記の疾病に該当する方で、かつ、まん延させる恐れがあると認められ、入院勧告を受けた方
手続・必要書類	公費負担を受けようとする方は、お住まいの地域にある保健所等へ次の書類を提出してください。 ・公費負担申請書 ・エックス線写真フィルム(3か月以内の撮影) なお、公費負担の始期は原則として保健所が申請を受理した日となります。	公費負担を受けようとする方は、お住まいの地域にある保健所等へ次の書類を提出してください。 ・公費負担申請書 ・エックス線写真フィルム(3か月以内の撮影) ・世帯全員の住民票謄本 ・世帯員の住民税の課税額証明書 なお、公費負担の始期は原則として勧告により入院した日となります。
公費負担内容	結核医療に必要な費用の100分の95について、保険者と公費で負担します。	各種医療保険を適用された医療費の自己負担額を公費で負担します。ただし、世帯員の地方税法第292条に規定する市町村民税所得割の額が56万4千円を超える方は、月額2万円を限度として、一部負担があります。

○問い合わせ先一覧

県保健所・支所	電話番号
仙南保健所 疾病対策班	0224-53-3121
塩釜保健所 疾病対策班	022-363-5504
塩釜保健所岩沼支所 疾病対策班	0223-23-1512
塩釜保健所黒川支所 地域保健班	022-358-1111
大崎保健所 疾病対策班	0229-91-0714
大崎保健所栗原支所 疾病対策班	0228-22-2117
石巻保健所 疾病対策班	0225-95-1430
石巻保健所登米支所 疾病対策班	0220-22-6119
気仙沼保健所 疾病対策班	0226-22-6662